

◎新潟県訓令第16号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和5年12月13日から実施する。

令和5年12月12日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第6（第15条関係）		別表第6（第15条関係）	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項		(4) 地域機関（地域振興局を除く。）の次長、課長等の個別専決事項	
専決権限を有する者	専 決 事 項	専決権限を有する者	専 決 事 項
(略)		(略)	
保健所	(1)～(10) (略)	保健所	(1)～(10) (略)
生活衛生課長及び衛生環境課長	(11) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。	生活衛生課長及び衛生環境課長	(11) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項</u> の規定による営業者の地位の承継の承認をすること。
	(12) (略)		(12) (略)
	(12)の2 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号） <u>第2条第3項</u> の規定による営業の再開の届出を受理すること。		(12)の2 新潟県旅館業法施行細則（昭和50年新潟県規則第72号） <u>第2条第3号</u> の規定による営業の再開の届出を受理すること。
	(13)～(35) (略)		(13)～(35) (略)
(略)		(略)	